

特定地域づくり事業協同組合制度 に関する要望書

令和7年7月

特定地域づくり事業推進全国協議会

令和7年度特定地域づくり事業協同組合制度に関する要望書

令和2年6月、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とした「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（以下「特定地域づくり事業推進法」という。）」が施行された。

国においては、この法律に基づき、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う「特定地域づくり事業協同組合」に対して財政的、制度的な支援を行っているところである。

このような中、地方自治体として、引き続き、人口急減地域に対して適切な支援措置が講じられるよう働きかけていく必要があることから、令和6年4月、道府県相互に情報共有及び連携を図り、特定地域づくり事業の推進のために必要な施策の促進を図ることを目的に「特定地域づくり事業推進全国協議会」を設立し、制度の見直しや予算の確保等について、要望活動を行っている。

令和7年3月には、市町村等への派遣に係る員外利用規制の緩和及び内閣府の事務の期限の延長を内容とする特定地域づくり事業推進法の改正が行われた。

しかしながら、同制度の円滑な運営に当たっては、更なる制度の拡充や予算の確保が必要であることから、次のとおり要望する。

1 交付金等の財政支援措置の充実・強化

特定地域づくり事業協同組合が安心して職員を雇用し、地域の実情に応じて主体的に特定地域づくり事業に取り組むためには、人件費などの経費を手当する特定地域づくり事業推進交付金の安定的な確保が必要不可欠である。

新たな組合の設立による組合数の増加や、既存組合の事業拡大等が想定される中、これから更なる活用が期待される組合活動に支障が生じないよう、十分な予算額を確保し、派遣職員人件費や事務局運営費の充実など財政措置の拡大を図ること。

2 現行制度の見直し

令和7年3月末の法改正においては、員内利用割合に対する員外利用割合の制限が、市町村等への派遣に限り現行の20%から50%に緩和された。

同制度の円滑な運営を図るため、組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大や、区域外派遣（組合の地区をその区域に含む市町村の区域外の事業所への派遣）について、制度趣旨に沿い、その見直しの実現に向け、継続して検討を進めること。

3 特定地域づくり事業協同組合の設立・運営が円滑に進むための新たな支援措置の創設

本制度の活用が進まない地域においては、その要因として、市町村や事業者の制度理解不足、持続的な運営への不安等が考えられる。また、設立後の組合についても派遣職員の確保や安定した運営に苦慮している事例があることから、特定地域づくり事業の活用を検討する事業者や市町村及び設立後の組合に対して、組合の設立・運営の知見・ノウハウ等を有する専門家を派遣する制度の創設等について検討を進めること。

4 制度周知

更なる組合の設立や派遣職員の確保等を図るため、制度の周知を強化すること。

令和7年7月29日

特定地域づくり事業推進全国協議会会長

鹿児島県知事 塩田 康一

特定地域づくり事業推進全国協議会

会 長	鹿児島県知事	塩田 康一
副会長	北海道知事	鈴木 直道
	福島県知事	内堀 雅雄
	島根県知事	丸山 達也

会 員

青森県知事	宮下 宗一郎	岩手県知事	達増 拓也
宮城県知事	村井 嘉浩	秋田県知事	鈴木 健太
山形県知事	吉村 美栄子	栃木県知事	福田 富一
群馬県知事	山本 一太	埼玉県知事	大野 元裕
神奈川県知事	黒岩 祐治	新潟県知事	花角 英世
富山県知事	新田 八朗	石川県知事	馳 浩
福井県知事	杉本 達治	山梨県知事	長崎 幸太郎
長野県知事	阿部 守一	岐阜県知事	江崎 禎英
静岡県知事	鈴木 康友	愛知県知事	大村 秀章
三重県知事	一見 勝之	京都府知事	西脇 隆俊
兵庫県知事	齋藤 元彦	奈良県知事	山下 真
和歌山県知事	宮崎 泉	鳥取県知事	平井 伸治
岡山県知事	伊原木 隆太	広島県知事	湯崎 英彦
山口県知事	村岡 嗣政	徳島県知事	後藤田 正純
香川県知事	池田 豊人	愛媛県知事	中村 時広
高知県知事	濱田 省司	福岡県知事	服部 誠太郎
佐賀県知事	山口 祥義	長崎県知事	大石 賢吾
熊本県知事	木村 敬	大分県知事	佐藤 樹一郎
宮崎県知事	河野 俊嗣	沖縄県知事	玉城 デニー